

○ 入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領の運用について

制 定 平成 19 年 1 月 15 日
最近改正 令和 2 年 12 月 23 日

入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領（以下「要領」という。）の運用について、次のとおり定める。

第 1 恒常的な雇用関係の確認について

(1) 確認資料

確認資料は公的書類で雇用が確認できるものとし、在職証明書や社員証等は認めない。ただし、代表者については、この限りではない。提出にあたっては、まず、健康保険証の写しなど国の「監理技術者制度運用マニュアル」に規定する書類の写しを求めることとし、それらが無い場合は雇用保険の被保険者通知書の写し等その他公的書類の提出を求めるものとする。

なお、当該技術者が後期高齢者医療被保険者の場合は、大阪府の建設業許可申請時における常勤性確認書類を参考として、技術者の雇用関係が客観的に証明できる資料により確認を行うものとする。

(2) 恒常的な雇用関係の起算日について

要領第 5 (2) に定める 3 か月以上の恒常的な雇用関係の確認については、確認資料の資格取得年月日を、当該技術者を雇用したと確認できる起算日とする。

資格取得年月日が、一般競争入札（制限付一般競争入札、総合評価落札方式を含む。以下同じ。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日、指名競争入札に付す場合にあっては入札の執行日（以下「指定日」という。）より 3 か月以前であれば、恒常的な雇用関係を有する者であると認めることとする。

(3) 確認資料の確認方法について

3 か月以上の恒常的な雇用関係については、次のとおり確認することとする。

ア 通知日が指定日より 3 か月以前であれば、恒常的な雇用関係を有する者であると認める。

イ 資格取得年月日が指定日より 3 か月以前でなければ、恒常的かつ継続的雇用関係の確認はできないので、別途、その他の公的書類で確認できるものの提出を求める。大阪市の指示した再提出期限までに他の公的書類の提出がない場合は、当該入札者のした入札は無効とする。

ウ 資格取得年月日が指定日より 3 か月以前であるが、通知日が指定日より 3 か月以前ではない場合は、遡及取得の可能性があるので、別途、その他の公的書類で確認できるものの提出を求める。

エ ウがない場合は、誓約書（別紙記載例参照）の提出を求める。

第 2 配置予定技術者調書の複数名の提出について

一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。）及び公募型指名競争入札に付す場合にあって、申請日現在（制限付一般競争入札の場合は資格審査資料提出日）で技術者の特定

ができない場合は、複数の候補者での提出を認めるものとする。

ただし、その場合は、全ての候補者について大阪市の求める条件を満たしていることを条件とし、落札決定日（次の各号に該当は、各号記載の期日）までに配置予定技術者を特定しなければならない。

- (1) 余裕期間制度の活用工事である場合は、着工日の前日まで
- (2) 議会の議決を要する工事である場合は、本契約締結日の前日まで

また、低入札価格調査制度を行う入札案件については、別途定める工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領の取扱いによるものとする。

第3 配置予定技術者調書及び確認資料の再提出等について

(1) 配置予定技術者調書の再提出等

一度提出された配置予定技術者調書及び確認資料については、内容に軽微な錯誤があることが判明した場合など、やむを得ないと大阪市が認める場合にのみ大阪市が指定した日までに内容変更のうえ再提出することを認めるものとする。

第4 監理技術者等の途中交代について

工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行するときなど、監理技術者等の工事途中での変更を認める場合（詳細については「監理技術者制度運用マニュアル」及び「監理技術者制度の運用等について」（平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号）を参照すること。）で、入札前に周知する必要があるときは、公告文等又は仕様書にその旨を記載することとする。

なお、直接的かつ恒常的な雇用関係を条件としている場合については、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。

監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。

第5 配置予定技術者の専任配置について

専任で配置予定の当該技術者は、落札決定日現在で、他の工事に配置していないこと。（次の各号に該当する場合を除く）

- (1) 余裕期間制度活用工事である場合で、第2の特定日現在で他の工事に従事している場合は、着工日前日までに他の工事の配置を終えていること（なお、配置予定技術者の申請日時点で着工日前日までに完了することが明確である工事に限る）
- (2) 議会の議決を要する工事である場合で、第2の特定日現在で他の工事に従事している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること（なお、配置予定技術者の申請日時点で本契約締結日前日までに完了することが明確である工事に限る）

附 則

この取扱いは、平成19年1月22日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成19年4月10日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この取扱いによる改正後の取扱いの規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

附 則

- 1 この取扱いは、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この取扱いによる改正後の取扱いの規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加しようとする者を募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあつては施行日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、それぞれ適用する。

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

令和 年 月 日入札の_____において提出しました配置予定技術者調書及び同調書添付資料について、内容に誤りが無いことを誓約いたします。

また、同調書記載の_____については、常勤の自社社員であり、かつ申請日（入札の執行日※である令和〇年〇月〇日）現在で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを報告いたします。

今後、同調書及び同調書添付資料に虚偽の記載をした事実が判明した場合には、いかなる処置を講じられても、一切の異議申し立てをいたしません。

※ 指名競争入札に付す場合にあつては
入札の執行日
一般競争入札（制限付一般競争入札、
総合評価落札方式）及び公募型指名競争入札に付す場合は、入札公告又は公示文に定める日

(記載例)

誓約書

令和 年 月 日

大阪市契約管財局長 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

令和〇年〇月〇日入札の _____ 案 件 名 称 _____ において提出しました配置予定技術者調書及び同調書添付資料について、内容に誤りがな
いことを誓約いたします。

また、同調書記載の _____ 技 術 者 名 _____ については、常勤の自社社員で
あり、かつ申請日（入札の執行日※である令和〇年〇月〇日）現在で3ヶ月以上
の恒常的な雇用関係を有する者であることを報告いたします。

今後、同調書及び同調書添付資料に虚偽の記載をした事実が判明した場合は、
いかなる処置を講じられても、一切の異議申し立てをいたしません。

※ 指名競争入札に付す場合にあっては
入札の執行日
一般競争入札（制限付一般競争入札、
総合評価落札方式）及び公募型指名競
争入札に付す場合は、入札公告又は公
示文に定める日